

# 下関市中小企業等経営安定化短期資金融資要綱

平成28年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、下関市内で事業を行う中小企業等の一時的な資金需要に応えるため、短期の運転資金を融資することで、もって企業の経営安定と発展に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に定めるものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第3項第1号から第5号に定めるものをいう。
- (3) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立された組合であつて、特定事業を行うものをいう。
- (4) 取扱金融機関 この要綱に基づく下関市中小企業等経営安定化短期資金融資（以下「融資」という。）を取り扱う金融機関として市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）で、別表第1に掲げるものをいう。

## (融資条件)

第3条 融資条件は、別表第2に掲げるとおりとする。

## (融資対象者)

第4条 第2条第1号から第3号までのいずれかに該当するもので、下関市内に事業所を有し、かつ、下関市税の納付の良好なものとする。

## (融資の申込手続)

第5条 融資の申込みは、下関市中小企業等経営安定化短期資金融資申込書（様式第1号）に次の書類を添付し、金融機関に提出しなければならない。

- (1) 市税滞納なしの証明書
  - (2) 信用保証付融資の申込みに当たっては、山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）所定の信用保証委託申込書（以下「委託申込書」という。）
- 2 金融機関は、信用保証付融資の申込みを受けたときは、調査を行い、適当と認めたものについては、委託申込書を保証協会に提出する。
- 3 保証協会は、前項の規定により委託申込書を受理したときは、速やかに融資保証の可

否を決定し、信用保証書を金融機関に送付するものとする。

(金融機関の取扱条件)

第6条 金融機関は、前条の規定により融資申込書を受理したときは、その内容を審査のうえ、融資を適当と認めた場合は、次に定めるところにより、速やかに融資を実行しなければならない。

- (1) 融資条件に基づいて融資を行うこと。
- (2) 歩積、両建預金をさせないこと。
- (3) 一般業務との区別を明確にしておくこと。

2 金融機関は、前項の事務を円滑に処理するため、融資の申込者に関係書類の提出を求めることができる。

(保証協会等の報告)

第7条 保証協会は、毎月の保証状況を翌月10日までに下関市中小企業等経営安定化短期資金融資保証状況報告書(様式第2号)により、市長に報告しなければならない。

2 金融機関は、前条の規定により融資を実行したときは、下関市中小企業等経営安定化短期資金融資実行報告書(様式第3号)により、当該実行の日が属する月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

3 金融機関は、前項に定めるもののほか、毎月末日における融資の状況をとりまとめ、下関市中小企業等経営安定化短期資金融資状況報告書(様式第4号)により、当該月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(原資の預託)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため、金融機関から前条第2項の規定による報告を受けたときは、予算の範囲内で、その融資実績に応じて金融機関に原資を預託する。

2 前項の規定による原資の預託に関し必要な事項については、金融機関と別に覚書を締結して定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第5条第1項の規定により融資の申込みをしている者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

金 融 機 関
次に掲げる金融機関の下関市内にある本店又は支店 山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ 銀行 商工組合中央金庫 信用組合広島商銀

別表第2（第3条関係）

資金の用途	運転資金
融資限度額	1 企業 800万円 1 組合 4,800万円
融資期間	6月以内
融資利率	信用保証協会の保証対象となるもの 責任共有制度対象 年1.9% 責任共有制度対象外 年1.7% 保証協会の保証対象とならないもの 年2.0%
償還方法	月賦又は一括
保証人	保証付の場合は、原則として法人代表者以外は不要。 保証無の場合は、金融機関の定めるところによる。
担保	必要に応じて徴求する。

様式第1号（第5条関係）

下関市中小企業等経営安定化短期資金融資申込書

年 月 日

（金融機関名・支店長名） 様

企業名又は組合名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

所在地又は住所 \_\_\_\_\_

業種 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

従業員又は組合員数 \_\_\_\_\_ 人

資本金額又は出資金の総額 \_\_\_\_\_ 万円

標記の制度融資の借入申込をいたしたく、添付書類を添えて以下のとおり申請します。

借入希望額	借入希望期間
万円	年 月 日 ～ 年 月 日

- ※ 1. この制度融資の借入限度額は、(複数の取扱金融機関から借り入れた場合でも) 1企業800万円、1組合4,800万円です。
2. 市税滞納なしの証明書を1通添付して下さい。
3. 信用保証付の融資の申込に当たっては、保証を行うについて保証協会が必要とする書類を添付して下さい。



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

金融機関

下関市中小企業等経営安定化短期資金融資実行報告書

経営安定化短期資金融資を、下記のとおり実行しましたので、下関市中小企業等経営安定化短期資金融資要綱第7条第2項の規定に基づき、報告します。

記

融資の相手方								
融資金額	千円	融資日	年	月	日	融資利率	年	%
据置期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
償還期限	年 月 日							
償 還 計 画	第 回目	年 月 日			千円			
	第 回目	年 月 日			千円			
	第 回目	年 月 日			千円			
	第 回目	年 月 日			千円			
	第 回目	年 月 日			千円			
	第 回目	年 月 日			千円			

※ この償還表については金融機関所定のものでも代えられます。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

金融機関

下関市中小企業等経営安定化短期資金融資状況報告書

下関市中小企業等経営安定化短期資金融資要綱第7条第3項の規定に基づき、  
年 月 日現在の融資状況を下記のとおり報告します。

記

（単位：千円）

企 業 名	当 初 融資額 (A)	当 月 償還額 (B)	償 還 合計額 (C)	融資残額 $D = A - C$
合 計				